



30大教学第4071号

平成31年3月25日

一般社団法人 小郡三井医師会長 殿

大刀洗町教育委員会

教育長 倉鍵 君明

健康管理医の推薦について（依頼）

春陽の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、当教育委員会関係の諸事業につきましては、ご理解とご協力を賜り心からお礼申し上げます。

さて、大刀洗町教育委員会では大刀洗町学校職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、医学に関する専門的な意見を仰ぎ、学校職員の健康障害の防止及び職場の健康管理体制の充実を図るため、平成31年度も引き続き健康管理医を置くこととしています。

つきましては、下記のとおり一般社団法人小郡三井医師会様から1名ご推薦をお願いいたします。

記

- 1 規 程 名 大刀洗町立学校総括健康管理規程（別紙規程による）
- 2 健康管理医の職務
 - ① 学校職員の面接指導
 - ② 健康診断の結果に基づく学校職員の健康を保持するための措置に関すること
 - ③ 労働環境の維持管理に関すること
 - ④ 健康教育、健康相談その他学校職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること
 - ⑤ 衛生教育に関すること
 - ⑥ 学校職員の健康障害の原因調査及び再発防止のための措置に関すること
- 3 報 酬 予算で定めた額
- 4 支 払 時 期 年度末
- 5 学 校 職 員 数 平成31年度の学校基本調査（5月1日）の職員数
- 6 推 薦 時 期 平成31年4月26日（金）
- 7 推 薦 方 法 別紙推薦書による

平成31年 月 日

大刀洗町教育委員会 教育長 殿

住所

氏名

印

健康管理医の推薦について

このことについて、大刀洗町立学校総括健康管理規程第5条の規定に基づき、
下記の者を推薦します。

記

医療機関名	
氏 名	
生年月日	年 月 日 生 (歳)
現 住 所	

大刀洗町立学校総括健康管理規程

平成 21 年 7 月 27 日
教育委員会規程第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大刀洗町立学校職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において職員とは、大刀洗町立学校に勤務する職員のうち、町職員を除いたものをいう。

(総括衛生責任者)

第 3 条 大刀洗町立学校職員の安全衛生管理の総括者として、総括衛生責任者を置き、教育長をもって充てる。

(健康管理責任者)

第 4 条 各学校職員の健康管理の責任者として、各学校に健康管理責任者を置き、学校長をもって充てる。

(健康管理医)

第 5 条 医学に関する専門的な意見を仰ぎ、職員の健康障害の防止及び職場の健康管理体制の充実を図るため、健康管理医を置く。

- 2 健康管理医は、大刀洗町立学校全体に 1 名設置する。
- 3 健康管理医は、社団法人小郡三井医師会の推薦に基づき、教育委員会が選任し委嘱するものとする。
- 4 健康管理医は、次に掲げる事項で医学に関する専門知識を必要とする職務を行うものとする。
 - (1) 職員に対する面接指導
 - (2) 健康診断の結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。
 - (3) 労働環境の維持管理に関すること。
 - (4) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
 - (5) 衛生教育に関すること。
 - (6) 職員の健康障害の原因調査及び再発防止のための措置に関すること。
- 5 健康管理医は、前項各号に掲げる事項について、学校長に対して勧告し、又は指導、助言することができる。
- 6 職員に対する面接指導については、別途定めるものとする。
- 7 健康管理医に対する報酬は、予算で定めた額を年度末に振り込むものとする。
なお、職員数は、当該年度の 5 月 1 日現在（学校基本調査）の大刀洗町立学校に

勤務する職員の総数とする。

(総括健康管理委員会)

第6条 大刀洗町立学校における職員の安全及び衛生に関する重要事項について総括的に調査審議するため、大刀洗町教育委員会に総括健康管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第7条 委員会は、総括衛生責任者、健康管理医、各学校の健康管理責任者で構成する。

2 委員長は、総括衛生責任者をもって充てる。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が召集し、会議の議長となる。

(所掌事務)

第9条 委員会は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)

第18条第1項に規定する事項について調査審議するほか、委員長が必要と認めた場合には、法第17条第1項に規定する事項についても調査審議するものとする。

(専門部会)

第10条 総括健康管理委員会は、専門的な知識を有する事項等に関し協議させるため専門部会を設けることができる。

(個人情報の保護)

第11条 この規程による事務に従事した者は、その実施に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。

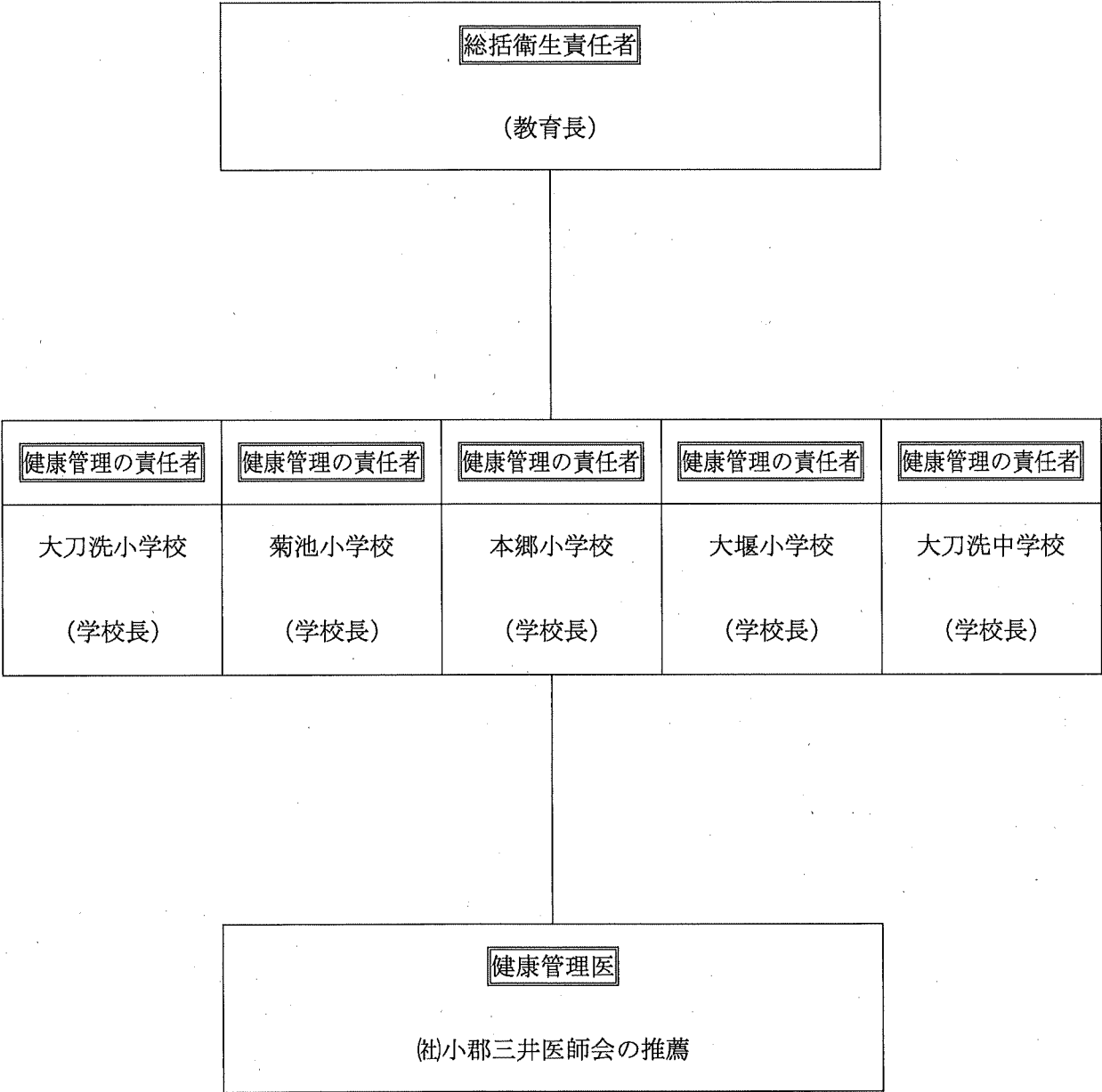
(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年9月1日から施行する。

総括健康管理委員会



大刀洗町立学校職員の面接指導実施要綱

平成 21 年 7 月 27 日
教育委員会要綱第 2 号

(目的)

第 1 条 大刀洗町立学校職員に対し、健康管理対策としての医師による面接指導を行うことで、健康障害の防止及び健康管理体制の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において職員とは、大刀洗町立学校に勤務する職員のうち、町職員を除いたものをいう。

(対象職員)

第 3 条 面接指導の対象職員は、次のいずれかの要件に該当する職員とする。

- (1) 週 40 時間を超える労働（以下「時間外労働」という。）が、1 月あたり 100 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる職員のうち、面接指導を希望する職員。
- (2) 時間外労働時間数が前号に定める時間数に満たない職員で、疲労の蓄積又は健康上の不安により面接指導を希望する職員。

(実施方法)

第 4 条 面接指導の実施については、以下に定めるとおりとする。

- (1) 大刀洗町立学校総括健康管理規程（平成 年教育委員会規程第 号）第 4 条に規定する健康管理責任者（以下「健康管理責任者」という。）は、所属の全職員に対し、過重労働による健康障害防止のための自己チェック票を配布するものとする。
- (2) 前条に該当する職員は、自己チェック票を記入し、面接指導希望日の 10 日前までに所属の健康管理責任者へ提出しなければならない。
- (3) 健康管理責任者は、面接指導日の 7 日前までに面接指導計画依頼書（様式第 1 号）をもって希望者の有無を教育委員会に報告するものとする。また健康管理責任者は、面接指導実施依頼書（様式第 2 号）を記入し、提出された自己チェック票と併せて健康管理医親展で教育委員会に送付し、健康管理医による面接指導を実施しなければならない。
- (4) 教育委員会は提出された自己チェック票及び面接指導実施依頼書を健康管理医に送付し、日程の調整を図り、面接指導実施通知（様式第 3 号）をもって面接指導日の 3 日前までに当該健康管理責任者へ通知するものとする。
- (5) 健康管理責任者は、当該職員の勤務状態や健康状態等について健康管理医へ必要な情報の提供を行う。

(6) 健康管理医は、面接指導の結果を面接指導結果報告書（様式第4号）により、健康管理責任者に対して報告する。その際、当該職員の健康管理に関する健康管理責任者への意見及び事後措置について、当該職員及び健康管理責任者と十分協議を行う。

(7) 健康管理責任者は、面接指導の結果、健康管理医により当該職員の健康管理について措置を要すると判断された場合は、必要な措置を講じなければならない。

(8) 健康管理責任者は、健康管理医による面接指導を実施した後に、面接指導実施報告書（様式第5号）により教育長へ報告する。

（不利益取扱いの禁止）

第5条 健康管理責任者は、当該面接指導の申し出を行ったことにより、当該職員に対し不利益な取扱いが行われぬよう配慮しなければならない。

（健康管理医）

第6条 健康管理医は必要に応じ、所属の健康管理責任者等から意見聴取等を行うことができる。

（服務）

第7条 面接指導に要する時間は、勤務とする。

（個人情報の保護）

第8条 この要綱による面接指導等の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。